

令和8年5月27日

# 建設緑政局関係議案資料

議案第90号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

# 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の背景

現在進めている等々力緑地再編整備事業に伴い、新設する(新)陸上競技場について、令和9年5月の供用開始に向けて、有料施設として川崎市都市公園条例に供用時間、利用料金の上限額等を新たに設定する

また、再編整備を行う施設のうち、令和9年夏頃までに供用開始予定のテニスコート、サッカー場について、利用料金の上限額を改定するものであり、(新)陸上競技場、テニスコート、サッカー場の3施設については、利用者への周知期間を考慮し、条例の一部を改正する条例を制定するもの

## 2 改正の内容

### (1) (新)陸上競技場の供用時間、利用料金の上限額等の設定

(新)陸上競技場の供用時間については、陸上競技場で令和4年に実施した夜間利用の試行実施でのアンケート調査及びパブリックコメントでの意見を踏まえ、午前9時から午後8時30分までと設定し、利用料金の上限額については、周辺類似施設の利用料金並びに施設の維持管理費を考慮し、設定するもの

対象施設	供用開始予定	供用時間	単位	利用料金上限額			
				新設 (新)陸上競技場	参考 <補助競技場>	参考 <陸上競技場>	
(新)陸上競技場	令和9年5月6日 (一部施設を除く)	午前9時から 午後8時30分まで	専用利用	1回:4時間以内 (入場料等を徴収しない場合)	40,000円	5,090円	26,480円
			専用利用	1回:4時間以内 (入場料等を徴収する場合)	240,000円	30,540円	158,880円
			個人利用	1回:18歳以上の者	400円	200円	200円
				1回:13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)	100円	100円	100円
			照明施設	1回:全点灯 (1時間以内)	1,780円	-	103,880円
				1回:4分の3点灯 (1時間以内)	1,340円	-	77,910円
				1回:2分の1点灯 (1時間以内)	890円	-	51,940円
				1回:4分の1点灯 (1時間以内)	450円	-	25,970円
			多目的室	区画しない場合 1回(4時間以内)	6,130円	-	第1多目的室 6,110円
				区画する場合(A区画) 1回(4時間以内)	2,050円	-	第2多目的室 2,030円
				区画する場合(B区画) 1回(4時間以内)	4,080円	-	-
			シャワー室 ・ロッカー室	第1 1箇所1回	5,600円	-	3,050円
				第2 1箇所1回	6,400円	-	1,050円
			放送室	1回(4時間以内)	3,380円	-	3,050円
			大型映像装置	1日1回	56,350円	-	50,920円

対象施設	供用開始予定	供用時間	単位	利用料金上限額			
				新設 (新)陸上競技場	参考 <補助競技場>	参考 <陸上競技場>	
(新)陸上競技場	令和9年5月6日 (一部施設を除く)	午前9時から 午後8時30分まで	写真判定室	1日1回	20,290円	-	18,330円
			ランニング ステーション	1人1回	500円	-	-
			競技用器具	1回 50個以上	5,640円	5,090円	5,090円
			競技用器具	1回 1個	110円	100円	100円

### (2) テニスコート、サッカー場の利用料金の上限額の改定

テニスコート、サッカー場の利用料金については、周辺類似施設の利用料金、施設の維持管理費を考慮し、再編整備後の利用料金の上限額を改定するもの

対象施設	供用開始予定	供用時間	単位	利用料金上限額	
				改定後	改定前
テニスコート	令和9年4月20日	午前9時から 午後8時30分まで	1面1回:1時間以内	1,320円	760円
テニスコート照明施設				900円	810円
サッカー場	令和9年9月21日	午前6時から 午後8時30分まで	1箇所1回:2時間以内	9,500円	2,540円
サッカー場照明施設				1,690円	1,520円

\*サッカー場の供用時間の開始時間は季節により変動

### (参考) 全体平面図



## 3 施行時期

規則で定める日から施行する

## 4 今後について

等々力緑地再編整備事業において、新設、再編整備する公共施設については、供用時間、利用料金の上限額等の検討が終わった施設から条例の一部改正を行う予定



### 1 陸上競技場

#### (1) 個人利用

所在地	公園等	18歳以上	18歳未満
横浜市神奈川区	三ツ沢公園	200円	100円
東京都町田市	町田市立陸上競技場	310円	100円
川崎市中原区	等々力緑地（新）陸上競技場	400円	100円
神奈川県相模原市	相模原ギオンスタジアム	410円	200円
東京都江東区	夢の島競技場	450円	150円
東京都世田谷区	駒沢オリンピック公園	500円	500円
東京都世田谷区	大蔵運動公園	300円～540円	100円～180円

\* 18歳未満の利用料金については何歳以上から適用可は自治体により異なる

#### (2) 専用利用

所在地	公園等	公認種別	平日4時間以内 専用利用料金
横浜市神奈川区	三ツ沢公園	第2種	17,600円～26,400円
東京都町田市	町田市立陸上競技場	第3種	18,840円
東京都世田谷区	大蔵運動公園	第3種	20,600円～30,680円
神奈川県相模原市	相模原ギオンスタジアム	第2種	35,000円
東京都江東区	夢の島競技場	第2種	37,950円
川崎市中原区	等々力緑地（新）陸上競技場	第2種	40,000円
東京都世田谷区	駒沢オリンピック公園	第2種	48,400円～85,800円

### 2 テニスコート

所在地	公園等	平日1時間以内 利用料金
川崎市川崎区	大師公園	760円
川崎市多摩区	多摩スポーツセンター	900円
神奈川県藤沢市	神奈川県立スポーツセンター	1,000円
横浜市神奈川区	三ツ沢公園	1,100円
川崎市川崎区	富士見公園	1,100円
川崎市中原区	等々力緑地	改定後1,320円
東京都	東京都立	1,300円
東京都江東区	有明テニスの森	1,500円
東京都世田谷区	大蔵第二運動場	1,540円

\* 改定後等々力緑地利用料金の上限額は4人利用時の1人当たりの利用料金額  
330円

### 3 サッカー場

所在地	公園等	平日2時間以内 利用料金
東京都渋谷区	代々木公園	7,200円
相模原市中央区	相模原スポーツレクリエーションパーク	8,400円
川崎市中原区	等々力緑地	改定後9,500円
東京都稲城市	稲城長峰ヴェルディフィールド	9,880円
横浜市青葉区	谷本公園	11,600円
横浜市神奈川区	三ツ沢公園	21,000円
横浜市保土ヶ谷区	保土ヶ谷公園	22,000円
横浜市港北区	新横浜公園	20,000円～40,000円

\* 改定後等々力緑地利用料金の上限額は改定後22人+控え6人利用時の1人当たりの負担額約340円

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>		<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	
都市公園名	種別	都市公園名	種別
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 クラブハウス関係者室 クラブハウスシャワー パークセンターシャワー 駐車場	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 クラブハウス関係者室 クラブハウスシャワー パークセンターシャワー 駐車場
大師公園	野球場 野球場照明施設	大師公園	野球場 野球場照明施設

改正後		改正前	
	テニスコート 水泳プール 駐車場		テニスコート 水泳プール 駐車場
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室

改正後		改正前	
	陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 <u>(新) 陸上競技場</u> <u>(新) 陸上競技場照明施設</u> <u>(新) 陸上競技場多目的室</u> <u>(新) 陸上競技場シャワー室・ロッカー室</u> <u>(新) 陸上競技場放送室</u> <u>(新) 陸上競技場大型映像装置</u> <u>(新) 陸上競技場写真判定室</u> <u>(新) 陸上競技場ランニングステーション</u> <u>ョン</u> 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池 第1駐車場 第2駐車場		陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 <u>補助競技場</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>  運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池 第1駐車場 第2駐車場

改正後		改正前	
	第3駐車場		第3駐車場
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要 に応じ左欄 の供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。 ただし、第18 条の2第1 項に規定す る指定管理 者が管理を 行う有料施 設にあって は、当該指定 管理者は、必 要に応じ、あ らかじめ市
陸上競技場第1特別室	10月31日まで	午後6時まで (ただし、照	翌年の1月4 日までの日	
陸上競技場第2特別室		明施設を有す る施設につい		
陸上競技場第3特別室		ては、午前9 時から午後8		
陸上競技場第4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場会議室	翌年の3月31 日まで	午後5時まで (ただし、照		
陸上競技場シャワー室		明施設を有す る施設につい		
陸上競技場ロッカー室		ては、午前9 時から午後8		
陸上競技場関係者室		時30分まで)		
陸上競技場練				

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要 に応じ左欄 の供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。 ただし、第18 条の2第1 項に規定す る指定管理 者が管理を 行う有料施 設にあって は、当該指定 管理者は、必 要に応じ、あ らかじめ市
陸上競技場第1特別室	10月31日まで	午後6時まで (ただし、照	翌年の1月4 日までの日	
陸上競技場第2特別室		明施設を有す る施設につい		
陸上競技場第3特別室		ては、午前9 時から午後8		
陸上競技場第4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場会議室	翌年の3月31 日まで	午後5時まで (ただし、照		
陸上競技場シャワー室		明施設を有す る施設につい		
陸上競技場ロッカー室		ては、午前9 時から午後8		
陸上競技場関係者室		時30分まで)		
陸上競技場練				

改正後				改正前			
習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室			長の承認を 得て、同欄の 供用期間、供 用時間及び 休場日を変 更すること ができる。	習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室			長の承認を 得て、同欄の 供用期間、供 用時間及び 休場日を変 更すること ができる。
陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで		陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	
<u>(新) 陸上競 技場</u>	<u>1月1日から 12月31日まで</u>	<u>午前9時から 午後8時30分 まで</u>		<u>補助競技場</u>	<u>4月1日から 10月31日まで</u>	<u>午前9時から 午後6時まで</u>	
<u>(新) 陸上競 技場照明施設</u>					<u>11月1日から 翌年の3月31 日まで</u>	<u>午前9時から 午後5時まで</u>	
<u>(新) 陸上競 技場多目的室</u>							
<u>(新) 陸上競 技場シャワー 室・ロッカー 室</u>							
<u>(新) 陸上競 技場放送室</u>							
<u>(新) 陸上競</u>							

改正後					改正前				
<u>技場大型映像装置</u> <u>(新)陸上競技場写真判定室</u> <u>(新)陸上競技場ランニングステーション</u>									
運動広場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の1月31日まで 2月1日から3月31日まで	午前6時から午後6時まで 午前8時から午後4時まで 午前8時から午後5時まで			運動広場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の1月31日まで 2月1日から3月31日まで	午前6時から午後6時まで 午前8時から午後4時まで 午前8時から午後5時まで		
野球場 野球場会議室 野球場シャワー一室 野球場ロッカ一室 野球場関係者室 サッカー場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前6時から午後8時30分まで) 午前8時から午後4時まで (ただし、照明施設を有す			野球場 野球場会議室 野球場シャワー一室 野球場ロッカ一室 野球場関係者室 サッカー場	4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年の3月31日まで	午前6時から午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前6時から午後8時30分まで) 午前8時から午後4時まで (ただし、照明施設を有す		

改正後						改正前					
			るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)						るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)		
テニスコート	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)				テニスコート	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)			
	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい					11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい			

改正後					改正前				
			ては、午前9時から午後8時30分まで)				ては、午前9時から午後8時30分まで)		
野球場照明施設	3月1日から11月30日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月1日から翌年の2月末日までの日		野球場照明施設	3月1日から11月30日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月1日から翌年の2月末日までの日	
屋内野球練習場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで	12月29日から翌年の1月4日までの日		屋内野球練習場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで	12月29日から翌年の1月4日までの日	
	11月1日から11月30日まで 3月1日から3月31日まで 12月1日から翌年の2月末日まで	午前8時から午後8時30分まで 午前8時から午後5時まで				11月1日から11月30日まで 3月1日から3月31日まで 12月1日から翌年の2月末日まで	午前8時から午後8時30分まで 午前8時から午後5時まで		
サッカー場照明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から12月31日まで	午後6時30分から午後8時30分まで			サッカー場照明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から12月31日まで	午後6時30分から午後8時30分まで		
相撲場		午前9時から午後5時まで			相撲場		午前9時から午後5時まで		
水泳プール	7月10日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで	9月1日から翌年の7月9日までの日		水泳プール	7月10日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで	9月1日から翌年の7月9日までの日	

改正後					改正前						
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日 月曜日（ただし、休日を除く。） 休日の翌日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）			釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日 月曜日（ただし、休日を除く。） 休日の翌日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）		
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分まで				野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分まで			
パークボール場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日 月曜日（ただし、休日を除く。）			パークボール場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4日までの日 月曜日（ただし、休日を除く。）		

改正後					改正前				
	日まで		し、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当たらない日) 木曜日 (ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のいずれにも当たらない日)			日まで		し、休日に当たるときは、当該日直後の休日に当たらない日) 木曜日 (ただし、休日に当たるときは、当該日直後の土曜日、日曜日又は休日のいずれにも当たらない日)	
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日		ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	

改正後						改正前					
室 多目的屋内施設 会議室						室 多目的屋内施設 会議室					
多目的屋内施設 シャワー室						多目的屋内施設 シャワー室					
多目的屋内施設 ロッカー室						多目的屋内施設 ロッカー室					
多目的屋内施設 多目的室						多目的屋内施設 多目的室					
球技場照明施設		午後6時30分 から午後10時 まで				球技場照明施設		午後6時30分 から午後10時 まで			
クラブハウス 関係者室 クラブハウス シャワー		午前9時から 午後9時まで				クラブハウス 関係者室 クラブハウス シャワー		午前9時から 午後9時まで			
パークセンター シャワー		午前9時から 午後10時30分 まで				パークセンター シャワー		午前9時から 午後10時30分 まで			
駐車場 第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場		午前0時から 午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地に設け る駐車場、第 1駐車場並び に第2駐車場 における入場	なし			駐車場 第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場		午前0時から 午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地に設け る駐車場、第 1駐車場並び に第2駐車場 における入場	なし		

改正後					改正前				
			については、 午前5時から 午後10時ま で)				については、 午前5時から 午後10時ま で)		
(利用料金)					(利用料金)				
第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。					第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。				
2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。					2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。				
3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。					3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。				
		種別	単位	金額			種別	単位	金額
		パークボール場	1人1回	500円			パークボール場	1人1回	500円
		バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円			バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円
		ゴルフ場	1人1回	19,900円			ゴルフ場	1人1回	19,900円
野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園	1箇所 (2時間以内) 1回		2,540円	野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園	1箇所 (2時間以内) 1回		2,540円
	等々力緑地	入場料等を徴収しない場合	1回(同)	11,500円		等々力緑地	入場料等を徴収しない場合	1回(同)	

改正後					改正前						
			入場料等を徴収する場合	同 (同)				入場料等を徴収する場合	同 (同)	69,000円	
野球場照明施設	大師公園			同 (1時間以内)		大師公園			同 (1時間以内)	6,110円	
	等々力緑地		1,000ルクス	同 (同)		等々力緑地		1,000ルクス	同 (同)	5,800円	
			750ルクス	同 (同)				750ルクス	同 (同)	4,300円	
			500ルクス	同 (同)				500ルクス	同 (同)	2,900円	
			350ルクス	同 (同)				350ルクス	同 (同)	2,000円	
野球場会議室	第1	区画しない場合		同 (4時間以内)		第1	区画しない場合		同 (4時間以内)	8,200円	
		区画する場合	A区画	同 (同)			区画する場合	A区画	同 (同)	4,100円	
			B区画	同 (同)				B区画	同 (同)	4,100円	
	第2			1箇所 (同) 1回		第2			1箇所 (同) 1回	1,700円	
野球場シャワー室				1箇所 1回		野球場シャワー室				1箇所 1回	2,400円
野球場ロッカー室				同		野球場ロッカー室				同	2,800円

改正後					改正前							
野球場 関係者 室	第1			1回（4時間以内）	4,300円	第1			1回（4時間以内）	4,300円		
	第2	区画し ない場 合			同（同）	3,000円	第2	区画し ない場 合			同（同）	3,000円
			区画 する 場合	A 区 画	同（同）	1,500円			区画 する 場合	A 区 画	同（同）	1,500円
		B 区 画		同（同）	1,500円	B 区 画		同（同）		1,500円		
	第3			1箇 所（同） 1回	2,900円	第3			1箇 所（同） 1回	2,900円		
	第4			同（同）	2,700円	第4			同（同）	2,700円		
	第5			1回（同）	1,600円	第5			1回（同）	1,600円		
屋内野球練習場				同（1時間以内）	1,000円	屋内野球練習場				同（1時間以内）	1,000円	
球技場	入場料そ の他これ に類する 料金を徴 収しない 場合	全面利 用	4分の 3面利 用	同（同）	18,470円	球技場	入場料そ の他これ に類する 料金を徴 収しない 場合	全面利 用	4分の 3面利 用	同（同）	18,470円	
		半面利 用	同（同）	17,600円	半面利 用			同（同）	17,600円			
		4分の 1面利 用	同（同）	8,800円	4分の 1面利 用			同（同）	8,800円			
	入場料その他これに類する料金		同（同）	33,840円	入場料その他これに類する料金		同（同）	33,840円				

改正後				改正前					
		を徴収する場合				を徴収する場合			
球技場照明施設		1基 1回 (同)	2,030円	球技場照明施設		1基 1回 (同)	2,030円		
球技場特別室		1箇所 1回 (同)	1,650円	球技場特別室		1箇所 1回 (同)	1,650円		
球技場放送室		1回 (同)	1,530円	球技場放送室		1回 (同)	1,530円		
球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)	1,530円	球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)	1,530円		
球技場関係者室		1箇所 1回 (同)	1,100円	球技場関係者室		1箇所 1回 (同)	1,100円		
多目的屋内施設会議室		同 (同)	1,880円	多目的屋内施設会議室		同 (同)	1,880円		
多目的屋内施設シャワー室		同 (同)	8,800円	多目的屋内施設シャワー室		同 (同)	8,800円		
多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)	940円	多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)	940円		
多目的屋内施設多目的室		同 (同)	2,510円	多目的屋内施設多目的室		同 (同)	2,510円		
テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円	テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	6,600円			テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収する場合
	大師公園	同 (同)	760円	大師公園及び等々力緑地		同 (同)			760円

改正後				改正前			
		等々力緑地	同 (同)	1,320円		(新設)	
テニスコート	富士見公園		同 (同)	600円	テニスコート	富士見公園	同 (同) 600円
照明施設	等々力緑地		同 (同)	900円	照明施設	等々力緑地	同 (同) 810円
相撲場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回 (4時間以内)	5,090円	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回 (4時間以内) 5,090円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	30,540円		入場料等を徴収する場合	同 (同)
	個人利用	1人 1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	個人利用	1人 1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	
	クラブハウス関係者室		1回 (1時間以内)	1,600円		クラブハウス関係者室	1回 (1時間以内) 1,600円
	クラブハウスシャワー		1箇所 (5分以内) 1回	100円		クラブハウスシャワー	1箇所 (5分以内) 1回 100円
	パークセンターシャワー		同 (同)	100円		パークセンターシャワー	同 (同) 100円
陸上競技場	専用利用	入場料等を徴	1回 (4時間以内)	26,480円	陸上競技場	専用利用	入場料等を徴 1回 (4時間以内) 26,480円

改正後					改正前						
(等々力緑地に設けるものに限る。)		収しない場合			158,880円	(等々力緑地に設けるものに限る。)		収しない場合			158,880円
		入場料等を徴収する場合	同(同)					入場料等を徴収する場合	同(同)		
	個人利用	1人 1回	18歳以上の者	200円	18歳以上の者 200円		個人利用	1人 1回	18歳以上の者	200円	18歳以上の者 200円
			13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)	100円					13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)	100円	
陸上競技場照明施設	全点灯	1回(1時間以内)	103,880円	103,880円	陸上競技場照明施設	全点灯	1回(1時間以内)	103,880円	103,880円		
	4分の3点灯	同(同)	77,910円			4分の3点灯	同(同)	77,910円			
	2分の1点灯	同(同)	51,940円			2分の1点灯	同(同)	51,940円			
	4分の1点灯	同(同)	25,970円			4分の1点灯	同(同)	25,970円			
陸上競技場第1特別室	入場料等を徴収しない場合	1箇所(4時間以内) 1回	18,330円	18,330円	陸上競技場第1特別室	入場料等を徴収しない場合	1箇所(4時間以内) 1回	18,330円	18,330円		
	入場料等を徴収する場合	同(同)	109,980円			入場料等を徴収する場合	同(同)	109,980円			
陸上競技場第2特別室	入場料等を徴収しない場合	同(同)	6,110円	6,110円	陸上競技場第2特別室	入場料等を徴収しない場合	同(同)	6,110円	6,110円		
	入場料等を徴収する場合	同(同)	36,660円			入場料等を徴収する場合	同(同)	36,660円			

改正後					改正前						
陸上競技場第3特別室	第1	入場料等を徴収しない場合		同(同)	13,240円	陸上競技場第3特別室	第1	入場料等を徴収しない場合		同(同)	13,240円
		入場料等を徴収する場合		同(同)	79,440円			入場料等を徴収する場合		同(同)	79,440円
	第2	入場料等を徴収しない場合		同(同)	6,110円	第2	入場料等を徴収しない場合		同(同)	6,110円	
		入場料等を徴収する場合		同(同)	36,660円		入場料等を徴収する場合		同(同)	36,660円	
陸上競技場第4特別室	入場料等を徴収しない場合		1回(同)	24,440円	陸上競技場第4特別室	入場料等を徴収しない場合		1回(同)	24,440円		
	入場料等を徴収する場合		同(同)	146,640円		入場料等を徴収する場合		同(同)	146,640円		
陸上競技場会議室	第1	区画しない場合		1箇所(同) 1回	6,110円	陸上競技場会議室	第1	区画しない場合		1箇所(同) 1回	6,110円
		区画する場合	A区画	同(同)	4,070円			区画する場合	A区画	同(同)	4,070円
			B区	同(同)	1,010円				区画する場合	B区	同(同)

改正後					改正前						
			画				画				
	第2			同(同)		第2			同(同)		
	第3			同(同)		第3			同(同)		
陸上競 技場シ ャワー 室	第1			1箇 所 1回		陸上競 技場シ ャワー 室	第1		1箇 所 1回		
	第2			同			第2		同		
陸上競 技場ロ ッカー	第1			同		陸上競 技場ロ ッカー	第1		同		
	第2			同			第2		同		
陸上競 技場関 係者室	第1		区画し ない場 合	1回(4時間以内)		陸上競 技場関 係者室	第1		区画し ない場 合		
			区画 する 場合	A 区 画	同(同)				区画 する 場合	A 区 画	同(同)
				B 区 画	同(同)					B 区 画	同(同)
	第2			1箇 所(同) 1回		第2			1箇 所(同) 1回		
陸上競技場練習室				同(同)		陸上競技場練習室				同(同)	
陸上競 技場多 目的室	第1		入場料 等を徴 収しな い場合	1回(同)		陸上競 技場多 目的室	第1		入場料 等を徴 収しな い場合		
			入場料	同(同)					入場料	同(同)	



改正後				改正前			
	場合				場合		
	個人利用	1人 1回	18歳以上の者 <u>400円</u>		個人利用	1人 1回	18歳以上の者 <u>200円</u>
			13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円				13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
<u>(新)</u>	<u>全点灯</u>	<u>1回(1時間以内)</u>	<u>1,780円</u>		<u>(新設)</u>		
<u>陸上競技場照</u>	<u>4分の3点灯</u>	<u>同(同)</u>	<u>1,340円</u>				
<u>明施設</u>	<u>2分の1点灯</u>	<u>同(同)</u>	<u>890円</u>				
	<u>4分の1点灯</u>	<u>同(同)</u>	<u>450円</u>				
<u>(新)</u>	<u>区画しない場合</u>	<u>同(4時間以内)</u>	<u>6,130円</u>				
<u>陸上競技場多目的室</u>	<u>区画する場合(A区画)</u>	<u>1箇所(同)</u>	<u>2,050円</u>		<u>(新設)</u>		
	<u>区画する場合(B区画)</u>	<u>1回(同)</u>	<u>4,080円</u>				
<u>(新)</u>	<u>陸上競技場シヤワー室・ロッカー室</u>	<u>1箇所(同)</u>	<u>5,600円</u>		<u>(新設)</u>		
	<u>第2</u>	<u>同</u>	<u>6,400円</u>				
<u>(新)</u>	<u>陸上競技場放送室</u>	<u>1回(4時間以内)</u>	<u>3,380円</u>		<u>(新設)</u>		

改正後					改正前						
(新) 陸上競技場大型映像装置		1 日 1 回		56,350円	(新設)						
(新) 陸上競技場写真判定室		同		20,290円	(新設)						
(新) 陸上競技場ランニングステーション		1 人 1 回		500円	(新設)						
運動広場		1 回 (1 時間以内)		1,010円	運動広場		1 回 (1 時間以内)		1,010円		
サッカー場 (等々力緑地に設けるものに限る。)		1 箇所 (2 時間以内) 1 回		9,500円	サッカー場 (等々力緑地に設けるものに限る。)		1 箇所 (2 時間以内) 1 回		2,540円		
サッカー場照明施設		同 (1 時間以内)		1,690円	サッカー場照明施設		同 (1 時間以内)		1,520円		
釣池		1 人 1 回	15歳以上の者	760円	釣池		1 人 1 回	15歳以上の者	760円		
			6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	200円				6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	200円		
駐車場 (等々力緑地にあつては、第1駐車場、第2駐車場及	大師公園	普通自動車	1 台	1 時間まで	200円	駐車場 (等々力緑地にあつては、第1駐車場、第2駐車場及	大師公園	普通自動車	1 台	1 時間まで	200円
			1 回	超過時間30分までごとに	100円				1 回	超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1 台 1 回	1 時間まで	500円			準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1 台 1 回	1 時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円					超過時間30分までごとに	250円

改正後						改正前					
び第3 駐車 場)	等々力緑 地	普通自 動車(第 1駐車 場)	1台 1回	1時間まで	240円	び第3 駐車 場)	等々力緑 地	普通自 動車(第 1駐車 場)	1台 1回	1時間まで	240円
				超過時間30分までごと に	120円					超過時間30分までごと に	120円
		普通自 動車(第 2駐車 場及び 第3駐 車場)	1台 1回	1時間まで	300円	普通自 動車(第 2駐車 場及び 第3駐 車場)		1台 1回	1時間まで	300円	
				超過時間30分までごと に	150円				超過時間30分までごと に	150円	
	準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車 (第2 駐車場)	1台 1回	1時間まで	800円	準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車 (第2 駐車場)	1台 1回	1時間まで	800円			
			超過時間30分までごと に	400円			超過時間30分までごと に	400円			
	生田緑地	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	300円	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	300円		
				超過時間30分までごと に	150円			超過時間30分までごと に	150円		
準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車		1台 1回	1時間まで	700円	準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車	1台 1回	1時間まで	700円			
			超過時間30分までごと に	350円			超過時間30分までごと に	350円			
富士見公	普通自	1台	20分までごとに	100円	富士見公	普通自	1台	20分までごとに	100円		



改正後	改正前
<p><u>4 (新) 陸上競技場附属器具の利用に係る金額は、1日一式5,640円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1日1点につき110円とする。</u></p> <p><u>5</u> 20人以上の団体に釣池を利用する場合の当該有料施設に係る金額は、各人につき、当該有料施設の種類欄に掲げる額の8割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p><u>6</u> 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>4 20人以上の団体に釣池を利用する場合の当該有料施設に係る金額は、各人につき、当該有料施設の種類欄に掲げる額の8割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p>5 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p>
<p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場(富士見公園に設けるものに限る。)にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>	<p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場(富士見公園に設けるものに限る。)にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>